令和７年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：上尾、桶川、伊奈衛生組合

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	－　％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	－　％
全職員	－　％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
局長・次長相当職	－　％
課長相当職	－　％
課長補佐相当職	－　％
係長相当職	－　％

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	－　％
３１～３５年	－　％
２６～３０年	－　％
２１～２５年	－　％
１６～２０年	－　％
１１～１５年	－　％
６～１０年	－　％
１～５年	－　％

【説明欄】

「－」と記載してある部分について
　対象者が少ないことにより、特定の職員の給与が推測し得ることから、公表の対象外とする。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。